

ソフトウェア利用一般規約

(本規約の適用)

第1条 本規約の各規定は、当社サービスのうちソフトウェアの利用にかかるサービス(以下、当該ソフトウェアを「当社ソフトウェア」といい、その利用にかかるサービスを「当社ソフトウェア利用サービス」といいます。)を契約者が申込み場合に、当社と契約者との間で一般的に適用されます。当社ソフトウェア利用サービスのうち具体的なサービスにかかるソフトウェアの利用については、当該サービスにかかる規約が併せて適用され、当該規約が本規約の規定に優先して適用されます。

(当社ソフトウェア利用サービスの内容)

第2条 当社は、本規約に定める条件に従い、契約者に対し、当社ソフトウェアの利用を許諾します(以下「当社ソフトウェア利用許諾契約」といいます。)

(ID の付与等)

第3条

- 1 当社は、当社ソフトウェア利用許諾契約に基づき、その方法及び使用条件を定めた上で、契約者に対し、ID(契約者を識別するために用いられる符号をいいます。)を付与することがあります。
- 2 契約者は、自らの管理責任により、自らの ID を契約者以外の第三者に不正使用されないよう管理しなければなりません。
- 3 当社は、ID の不正使用によって契約者に生じた損害については、一切その責任を負いません。
- 4 当社は、ID の認証を行った後に行われた当社ソフトウェア利用サービスにかかる利用行為については、すべて契約者に帰属するとみなすことができます。

(利用環境の整備等)

第4条

- 1 契約者は、自己の責任と費用において、当社が定める条件又は当社の指示に従い、当社ソフトウェア利用サービスの利用のための環境を維持しなければなりません。
- 2 契約者は、当社ソフトウェア利用サービスを利用するにあたり、通信環境の整備、維持が必要となる場合には、自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してインターネットに接続できる環境を整備、維持しなければなりません。
- 3 契約者の設備、前項に定める接続環境及び当社ソフトウェア利用サービスの利用のための環境に不具合がある場合、当社は、契約者に対し、当社ソフトウェア利用サービスの提供義務を負わず、また、これによって生じる契約者の損害については、一切その責任を負いません。

(当社ソフトウェア利用サービスの停止等)

第5条 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、当社ソフトウェア利用サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断できます。当社は、本項に基づき当社が行った行為に起因して契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

- (1) 当社ソフトウェア利用サービスにかかるコンピューターシステムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により当社ソフトウェア利用サービスの運営ができなくなった場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により当社ソフトウェア利用サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

(禁止行為)

第6条 契約者は、本規約で他に禁止されている行為のほか、当社の別途承諾のない限り、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。なお、本規約の他の規定に基づき許諾されている場合には、この限りではありません。

- (1) 当社ソフトウェアを契約者、契約者の役員又は従業員以外の第三者に使用させる行為
- (2) 当社ソフトウェアの複製、修正、翻案、翻訳、頒布、公開、送信、放送、二次的著作物の創作
- (3) 当社ソフトウェアの利用に関する権利にかかる第三者への譲渡、レンタル、リース、サブライセンス
- (4) 日本国内以外での当社ソフトウェアの利用
- (5) 当社ソフトウェア利用許諾契約に基づき、契約者に対して ID が付与される場合において、これを第三者と共有し、又は第三者に ID を開示、貸与、漏洩する行為
- (6) その他当社が指定する行為

(解約予告)

第7条 契約者は、当社に対して 1 か月以上前(ただし、当社サービスの利用にかかる契約期間が 1 か月未満の場合を除く。)に書面で通知することによって、当社ソフトウェア利用許諾契約を終了させることができます。

(契約終了時の処理)

第8条 契約者は、当社ソフトウェア利用許諾契約が理由の如何を問わず終了した場合には、直ちに当社ソフトウェアの利用を中止するとともに、当社の指示に従い、当社ソフトウェアの返還、破棄、消去等の措置を講じなければなりません。

(セキュリティ)

第9条 契約者は、自己の費用と責任をもって、当社ソフトウェアを利用する端末に関するセキュリティ対策を講じなければなりません。当社は、当社ソフトウェアを利用した端末において、不正アクセス、ウィルス感染その他のセキュリティインシデントが生じた場合でも、一切その責任を負いません。

(バックアップ)

第10条 契約者は、契約者が当社ソフトウェアを利用するに際して当社が管理するサーバーにアップロードしたデータ、当社ソフトウェアを利用するに伴い契約者の端末に保存されるデータ、その他の当社ソフトウェアに関連して契約者においてバックアップ可能なすべてのデータ(以下、本条において「各種データ」といいます。)について、自己の費用と責任をもって、そのバックアップ等の措置を講じなければなりません。当社は、各種データについて、当社が管理するサーバーの不具合、障害、当社ソフトウェアの不具合、障害によって各種データが消失、毀損した場合であっても、一切その責任を負いません。

(存続条項)

第11条 当社ソフトウェア利用許諾契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、本条、第3条乃至第10条は、なお有効に存続します。

以上

○リリースノート

2022/5/11 制定、施行

2023/11/1 改訂

2025/6/20 改訂